

【第2次】

愛媛県食の安全安心の推進に関する計画

<平成27年度～令和3年度>

平成27年3月

(令和2年3月 一部改定)

愛媛県

目 次

第1章 基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け（他の計画等との関係）	
3 計画期間	
4 推進体制、進行管理	
第2章 食の安全安心をめぐる現状と課題	5
1 事件・事故の発生	
2 食中毒の発生状況	
3 食の安全・安心に関するアンケート調査結果	
4 施策の実施状況	
5 今後の課題と対応の方向性	
第3章 施策の展開	8
1 目標（スローガン）	
2 基本施策	
3 施策の方向、施策体系（施策体系図）	
○資料編	
資料1 用語解説（本文中に※を付けた用語の解説）	25
資料2 愛媛県食の安全安心推進条例	34
資料3 えひめ食の安全・安心推進本部設置要綱	42

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

「食」は、言うまでもなく、生命と生活の礎であり、その食の安全安心は、県民にとって最も身近で切実な願いの一つです。

愛媛県では、平成20年12月県議会において、愛媛県食の安全安心推進条例（以下「条例」という。）が議員提案により成立し、平成21年4月から施行されました。この条例では、食の安全安心の推進について基本理念を定め、県、食品関連事業者、県民の責務や役割を明確にしています。

この条例に基づき、食の安全安心の確保に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成22年2月に「愛媛県食の安全安心の推進に関する計画」（計画期間：平成22～26年度）を策定し、様々な施策を実施してまいりました。

その間、消費者庁の本格稼働、食品表示法*の成立、BSE*対策の見直しなど、食を取り巻く体制や現状が大きく変化する一方、東日本大震災に伴う食品の放射能汚染問題、食肉（生食）や浅漬けを原因とする腸管出血性大腸菌*による集団食中毒事件のほか、レストランメニューの不適正表示や冷凍食品製造工場における農薬混入事件、中国・ベトナムからの輸入食品関連事案が発生する等、継続した対策が必要な事案も多く発生しています。

このような中、引き続き食の安全安心の確保に確実に取り組んでいくため、「第2次愛媛県食の安全安心の推進に関する計画」（以下「計画」という。）を策定しました。

○条例「基本理念」（第3条）

（基本理念）

- 第3条 食の安全安心は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。
- 2 食の安全安心は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、適切に行われなければならない。
 - 3 食の安全安心は、このために必要な措置が県民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づき講じられるとともに、県及び食品関連事業者による食品の安全性に関する積極的な情報の公開並びに県、県民、食品関連事業者その他関係者相互間の信頼と理解の下に行われなければならない。

2 計画の位置付け

この計画は、愛媛県の食の安全安心に関する基本的な方向や措置に関する事項、その他必要な事項を総合的かつ計画的に推進するための根幹となるもので、条例第11条の規定に基づき策定するものです。

また、その他関連する計画等とも調和を図りながら実施するものです。

○条例「推進計画の策定」（第11条）

（推進計画の策定）

第11条 知事は、食の安全安心に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安全安心の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食の安全安心に関する基本的な方向

(2) 食の安全安心のための措置に関する事項

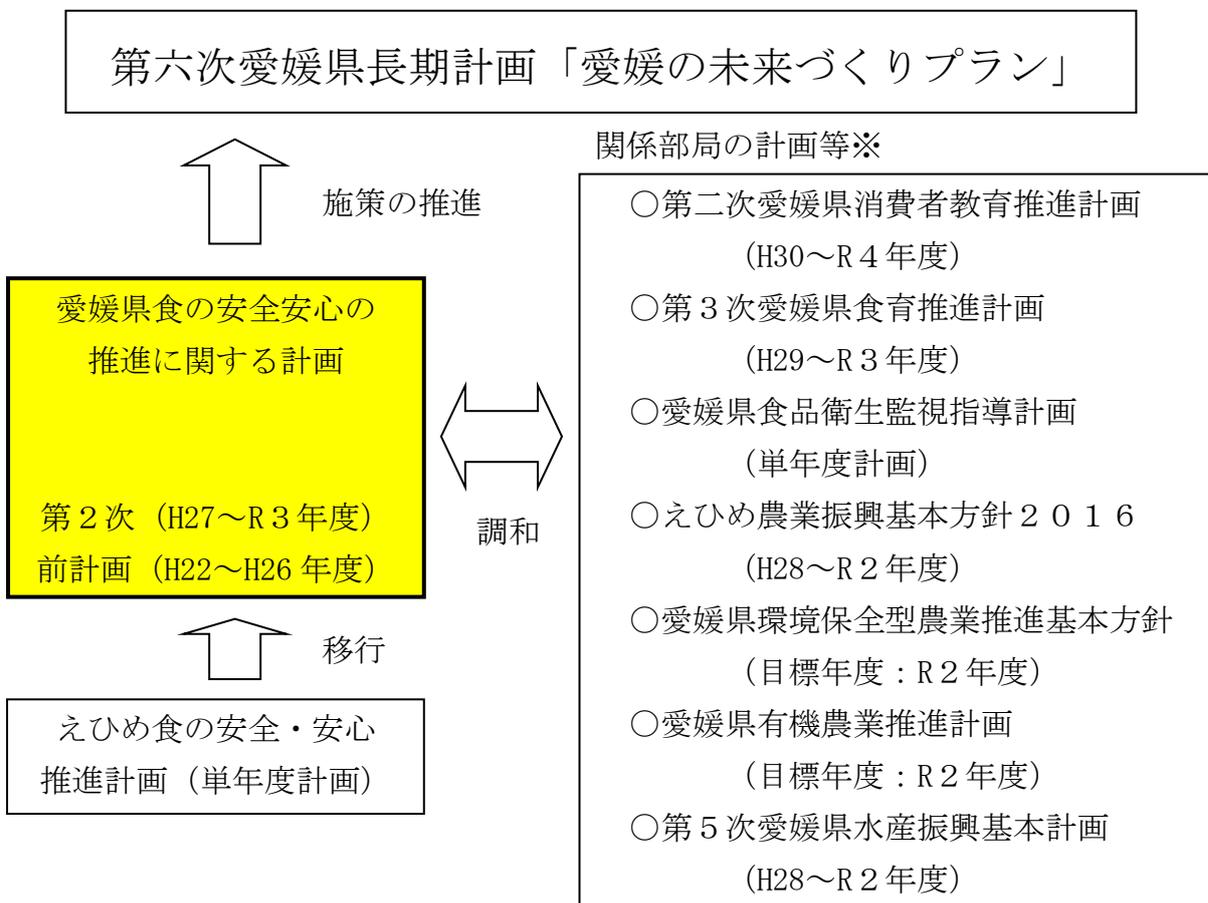
(3) 前2号に掲げるもののほか、食の安全安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、愛媛県食の安全安心推進県民会議の意見を聴くとともに、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

○計画の位置付け



3 計画期間

当初平成27年度から平成31年度までの5年間としていましたが、平成30年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、令和3年度以降については、食の安全安心の推進施策についても大幅な見直しが必要と見込まれることから、第二次計画を改正法が完全施行される令和3年度まで延長しました。

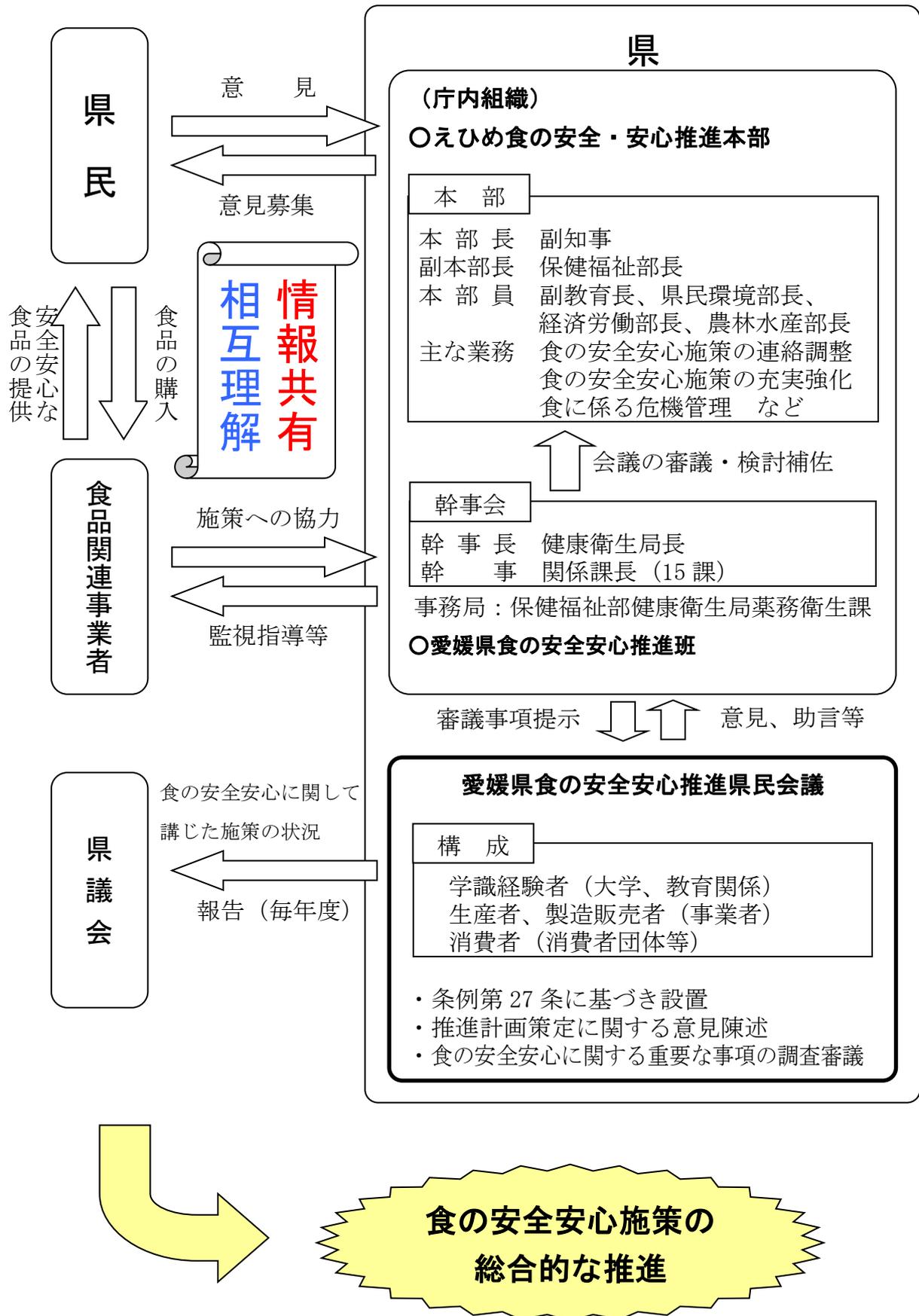
また、社会情勢の変化や制度改正等により、内容変更の必要が生じた場合には、適宜見直しを行うこととします。

4 推進体制、進行管理

副知事を本部長とし、関係部局で構成する「えひめ食の安全・安心推進本部」を中心に、学識経験者等で構成される「愛媛県食の安全安心推進県民会議」の意見を踏まえて、食の安全安心を推進するための各種施策を実施します。

また、施策の実施状況については、条例第10条に基づき、毎年度県議会に報告するとともに、県ホームページ等により広く県民へ公表します。

○食の安全安心推進体制



第2章 食の安全安心をめぐる現状と課題

1 事件・事故の発生（前計画施行の平成22年度以降）

国内では、東日本大震災に伴う食品の放射能汚染問題、腸管出血性大腸菌による集団食中毒事件、メニュー等の不適正表示事案、冷凍食品農薬混入事件、輸入食品の異物混入事案等、食の安全安心を揺るがす事件等が毎年のように発生しています。

2 食中毒の発生状況

全国的には、食中毒の発生件数（年ベース）は、減少傾向にありますが、愛媛県では、年によって増減があるものの、毎年一定数の発生がみられます。

また、病因物質別にみると、全国的にノロウイルス及びカンピロバクターの割合が大きくなっており、愛媛県でも、ノロウイルスを病因物質とする食中毒が多く発生しています。

3 食の安全・安心に関するアンケート調査結果

食の安全安心に関する県民の意識を把握するため、食の安全・安心県民講座^{*}の参加者を対象にアンケートを実施しました。

○食品等の安全性について不安に感じていること（3つまで回答可）

各年度とも、輸入食品の安全性、食中毒、化学物質の残留、偽装表示、食品添加物の安全性が多くなっています。

○食品等の安全性について、判断の基準としていること（3つまで回答可）

各年度とも、国内産、製造者や生産者の信頼性、消費期限・賞味期限が多くなっています。

○食の安全・安心の確保に向けて、県に求めること（3つまで回答可）

各年度とも、食品の検査体制の強化、監視指導の強化を求める意見が多く、次いで、自主衛生管理の取組み支援、食品表示の適正化、食中毒予防対策、食育や地産地消の推進が多くなっています。

4 施策の実施状況

平成22年4月から施行した前計画では、「Ⅰ 正確で分かりやすい情報の提供」「Ⅱ 生産から消費に至る食の安全安心の確保」「Ⅲ 関係者間の相互理解と協働の推進」の3つの基本施策を設定し、施策を展開してきました。

条例に基づく施策では、HACCP^{*}の手法を取り入れ、自主的に高度な衛生管理を行っている食品営業施設を認証する「愛媛県食品自主衛生管理認証制度」（以

下「愛媛県HACCP制度」という。)を創設し、自主衛生管理の推進に努めたほか、事業者の自主回収報告を義務付け、県が県民や食品関連事業者へ情報を提供する「自主回収報告制度」*や県民から寄せられた危害情報に対し、必要な調査や措置を行う「危害情報申出制度」*をそれぞれ適切に運用しました。

また、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故後は、生産・流通双方の段階で放射性物質の検査体制を整備し、県民の不安払拭に努めました。

このほか、ホームページやメールマガジンを活用して食の安全安心情報を積極的に発信するとともに、BSE対策の見直しに際しては、意見交換会を開催して食肉の安全性等について丁寧な説明を行う等、リスクコミュニケーション*の推進を図りました。

平成22年度から25年度までに実施した施策に関して、それぞれの「施策の方向」に対する「具体的な取組み」による効果について、担当課において、推進指標の状況をふまえて自己評価を行ったところ、「A：進展」が54%、「B：概ね進展」が42.5%、「C：あまり進んでいない」が3.5%、「D：進んでいない」が0%となり、概ね順調に推進することができました。

5 今後の課題と対応の方向性

本計画においては、条例の基本理念のもと前計画に基づき取り組んできた施策を継続して着実に実施するとともに、新たな課題や国際的な動向も視野に入れて食の安全安心を推進します。

<主な課題>

国内では、放射能による食品汚染、食肉（生食）や浅漬けなどによる死亡事故の発生、不適正な表示事案が続出する等、再発防止に取り組む必要がある事案があったほか、変異型ノロウイルスの流行等が影響し、県内では、毎年一定数の食中毒が発生しています。

また、毎年、県民の皆さんを対象に行っている食の安全・安心に関するアンケートでは、依然として、食品等の安全性について不安を感じている方が多く、その内容も、輸入食品、食中毒、化学物質の残留、偽装表示等、多岐にわたっており、県に対しては、監視指導・検査体制の充実や事業者の衛生管理の取組みの強化・支援等が求められています。

さらに、平成30年6月に、食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、原則、すべての食品関連事業者は、国際的な衛生管理手法であるHACCPに沿った衛生管理を求められることになりました。

そのほか、食品関連3法（食品衛生法*、健康増進法、JAS法）の表示部分を

一元化し、加えて新たな「機能性表示食品」制度を盛り込んだ「食品表示法」が平成27年4月1日に施行され、効率的な監視指導の実施のための執行体制のあり方の検討や、新たな食品表示制度に基づく表示の適正化が求められています。

<対応の方向性>

○食品の安全性の確保

引き続き、生産から消費に至る各ステージにおいて、事業者に対して必要な助言・指導や検査を実施するほか、検査・研究体制の整備を進めていく必要があります。

事業者の衛生管理レベルが向上するよう、国際基準であるHACCPの考え方に基づく衛生管理手法について広く浸透させるとともに、技術的な支援を行っていく必要があります。一方で、輸入食品の監視指導・検査体制を一層充実させることも大切です。

また、県民が食品を正しく選択できるよう、事業者のコンプライアンス意識の向上や食品表示法の施行による新たな食品表示制度に関する正しい知識の修得を促進し、食品表示の適正化を図る必要があります。

○食品に対する安心感の確保

県民の食品に対する安心感を確保するためには、食品の安全性が県民にとって信頼できるものでなければなりません。そのためには、科学的根拠に基づく安全性確保の取組みについて、県民に正確に伝え、理解してもらうことが大切です。

食の安全安心の確保について、わかりやすく情報提供する工夫や、関係者がそれぞれの立場から意見交換できるリスクコミュニケーションを充実し、信頼関係の確立に努める必要があります。

第3章 施策の展開

1 目標（スローガン）

県民が「食の安全安心」を実感し、将来に向かってえひめの豊かな食文化を次の世代に継承するとともに、えひめの食の安全安心を国内外に発信していけるよう、目標（スローガン）を以下のとおり設定します。

安全安心・豊かなえひめ食文化の継承と発信

2 基本施策

本計画では、目標の達成に向けた各種施策の基本的な方向を示すため、以下の「基本施策」3項目を設定し、食の安全安心確保対策を推進します。

基本施策Ⅰ：生産から消費に至る食の安全安心の確保

生産から消費の各ステージにおいて、関係部局が連携して監視指導、研究開発、情報提供等を実施することにより、食の安全安心の確保を図ります。

基本施策Ⅱ：グローバル化に対応した食の安全安心の確保

経済の自由化に伴う食品流通のグローバル化の現状を踏まえ、輸出促進を視野に入れた事業者の育成及び支援を行い、愛媛の食の信頼度を高めるとともに、県内を流通する輸入食品の検査等を実施することにより、食の安全安心の確保を図ります。

基本施策Ⅲ：相互理解と協働による食の安全安心の確保

正確で分かりやすい情報を県民へ提供するとともに、相互理解の場の設定や意見を反映しやすい環境を整備することにより、関係者と連携・協働して、食の安全安心の確保に取り組みます。

3 施策の方向、施策体系

基本施策3項目に沿って効果的に取組みを推進するため、前計画との整合性も図りつつ、16項目を整理統合して、15の「施策の方向」（★特に重視）を設定します。

また、個々の「施策の方向」ごとに、「具体的な取組み」を示すとともに、数値目標として「推進指標」を設定し、県、食品関連事業者、消費者が一体となって推進することにより、食の安全安心を実現します。

○施策体系図

目標	基本施策	施策の方向	具体的な取組み	
安全安心・豊かなえひめ食文化の継承と発信	I 生産から消費に至る食の安全安心の確保	① 生産ステージ	1 安全な農林産物の提供の推進	(1) 生産者に対する農薬適正使用の啓発 (2) 農薬販売者や農薬使用者に対する立入検査の実施 (3) 出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認 (4) 農薬適正使用の推進 (5) 有機農業、環境保全型農業の推進 (6) GAP（農業生産工程管理）の推進 (7) 原木しいたけ等生産者を対象とした技術講習会等の開催
			2 安全な畜産物の提供の推進	(8) 生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売店等への巡回 (9) 牛耳標装着の農家指導 (10) 消費者ニーズに対応した生産技術の開発 (11) 畜産関係生産者の巡回による普及指導 (12) 死亡牛のBSE検査 (13) 高病原性鳥インフルエンザ対策
			3 安全な水産物の提供の推進	(14) 養殖衛生管理体制の推進 (15) 貝毒検査の実施 (16) 養殖ヒラメに係る新種クドアの防疫体制の推進
		② 製造・加工・販売ステージ	4 食中毒防止対策の推進	(17) 食品衛生監視機動班等による監視指導の徹底 (18) 食肉等取扱施設、と畜場等に対する監視指導 (19) 取去検査の計画的な実施等 (20) 流通食品の放射性物質検査等の実施
			★5 HACCPの浸透・自主衛生管理の推進	(21) 自主衛生管理の周知啓発 (22) HACCPに沿った衛生管理の浸透支援 (23) 自主衛生管理推進事業の支援 (24) 集団給食施設における自主衛生管理の促進
			★6 新たな制度による食品表示の適正化の推進	(25) 新しい食品表示制度に対応した体制の整備 (26) 新しい食品表示基準の周知 (27) 効果的な監視指導の実施 (28) 安心感に配慮した表示の推進
		③ 消費ステージ	7 食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進	(29) 食育の推進 (30) 地産地消の推進 (31) えひめの食文化の普及推進 (32) 食物アレルギー対策の推進
			8 自主回収報告制度、危害情報申出制度の適正な運用	(33) 自主回収報告制度の周知及び指導等 (34) 自主回収報告内容の迅速な情報提供 (35) 危害情報申出制度の周知及び迅速な対応
		④ 人材育成基盤整備	★9 安全を確保する基盤整備	(36) 食品関係施設への監視指導等を行う人材の育成 (37) 国、他都道府県、保健所設置市の連携 (38) 衛生環境研究所等の機能充実・調査研究の推進 (39) 食品衛生功労、自主衛生管理等推進事業者の表彰
		II グローバル化に対応した食の安全安心の確保	★10 グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援	(40) 国際基準であるHACCP導入支援 (41) 輸出品に対する検査、衛生証明の実施 (42) 輸出農産物に対する残留農薬検査の実施 (43) 県内産農水産物の放射性物質安全確認の検査
			★11 輸入食品の安全確保の充実	(44) 輸入食品の監視指導及び取去検査の実施 (45) 輸入食品の検査体制の整備
		III 相互理解と協働による食の安全安心の確保	12 情報提供の充実	(46) 食の安全安心総合ホームページの運営 (47) メールマガジンの発行 (48) 食品衛生監視指導及び取去検査結果等の公表 (49) 食中毒予防に関する情報発信 (50) 食品関連事業者からの情報提供支援システム (51) 消費者苦情等に関する一般消費者への情報提供 (52) 農林水産参観デーの開催
			13 相談窓口の充実	(53) 相談への的確な対応、情報共有 (54) 出前講座や出前相談室の実施
			14 県民・民間団体との協働	(55) 畜産関係団体等との連携 (56) 生産者団体及び販売関係団体との連携 (57) 食品関係団体との連携
			★15 消費者・食品関連事業者による意見交換の実施及び県民の意見の反映	(58) リスクコミュニケーションの推進 (59) パブリック・コメント、アンケート等による県民意識の把握
	★特に重視するもの			

基本施策 I：生産から消費に至る食の安全安心の確保

I-① 生産ステージ

施策の方向 1：安全な農林産物の提供の推進

農薬の適正使用を徹底するとともに、GAP^{*}（農業生産工程管理）の導入や環境に配慮した農業を推進します。

具体的な取組み

(1)生産者に対する農薬適正使用の啓発

生産者への啓発パンフレットの配布、講習会や研修会の開催、農薬販売者に対する農薬管理指導士^{*}の認定などを通し、生産者に対する農薬適正使用の啓発を行います。

(2)農薬販売者や農薬使用者に対する立入検査の実施

適正な農薬の販売及び使用を確保するため、地方局農薬取締職員による計画的な農薬販売者に対する立入検査を実施するとともに、必要に応じて農薬使用者への立入検査を実施します。

(3)出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認

出荷前農産物の安全性を確認するため、残留農薬分析を計画的に実施します。

(4)農薬適正使用の推進

農業団体が実施している生産者個々における農薬使用の記帳運動と連携し、記帳の徹底を図ります。

愛媛県農薬適正使用推進協議会^{*}において、農業団体や農薬販売者等が一体となって農薬の適正使用を推進し、安全・安心な農産物の生産体制の確保に努めます。

(5)有機農業^{*}、環境保全型農業^{*}の推進

有機農業実践農家の技術・経営調査による栽培マニュアルの策定や実証展示圃の設置、試験研究機関における有機栽培技術の確立を目指すとともに、商談会等を活用して食品加工や直接販売等の取組みの支援に努めます。

土づくりや、化学肥料・化学農薬の節減技術を普及推進するとともに、エコファーマー^{*}の育成、エコえひめ農産物の生産促進ほか、外観品質よりもその栽培方法を評価する販売先の開拓の支援に努めます。

(6)GAP（農業生産工程管理）の推進

GAPの取組みについて、産地や生産者へ啓発するとともに、生産者の

目的に応じたGAPの推進に努めます。

(7)原木しいたけ等生産者を対象とした技術講習会等の開催

原木しいたけ等生産者を対象に、基本的生産技術や食の安全安心に関する意識向上を目的とした講習会等を開催します。

推進指標

指標名	現状値 (H30年度)	目標 (R3年度)
農薬適正使用講習会・研修会の開催回数	227回	400回以上
農薬販売者に対する立入検査実施件数	333件	300件以上
出荷前の農産物の残留農薬分析件数	336件	330件以上
有機農業取組面積	478ha	463ha以上
原木しいたけ生産者技術講習会・研修会の開催回数	16回	10回以上

施策の方向2：安全な畜産物の提供の推進

動物用医薬品の適正使用、飼料の安全性の確保等について巡回指導を行うとともに、高病原性鳥インフルエンザ対策等に取り組みます。

具体的な取組み

(8)生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売店等への巡回

生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施します。

(9)牛耳標*装着の農家指導

関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る牛耳標装着と個体情報の適切な届出を指導します。

(10)消費者ニーズに対応した生産技術の開発

県の研究機関において、安全安心な農畜産物生産のための技術を開発します。

(11)畜産関係生産者の巡回による普及指導

畜産関係団体等と連携し、技術情報及び関連法令等の基準等を生産者へ周知、普及し、必要に応じて指導します。

(12)死亡牛のBSE検査

96ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努めます。

(13)高病原性鳥インフルエンザ対策

生産段階での対策として発生防止対策の指導、養鶏場での検査の実施、異

常鶏の早期通報体制及び発生時の防疫体制の整備に取り組みます。

推進指標

指標名	現状値 (H30年度)	目 標 (R3年度)
生産者、飼料販売店、動物用医薬品販売店巡回件数	631件	700件以上
牛耳標装着率	100%	100%
安全安心な農畜産物生産に関する開発技術の数(累積)	6(延べ)	8(延べ)以上
畜産関係生産者巡回戸数	414(全戸)	全戸
高病原性鳥インフルエンザ検査羽数	1,240羽(全羽)	対象鶏全羽

施策の方向3：安全な水産物の提供の推進

貝毒の発生監視を行うとともに、水産用医薬品の適正使用の徹底や新種クドア※防疫体制の推進等、養殖衛生管理体制を整備します。

具体的な取組み

(14) 養殖衛生管理体制の推進

養殖業者に対し、水産用医薬品やワクチンの適正使用について指導するほか、養殖衛生管理技術に関する講習会を実施します。

(15) 貝毒検査の実施

貝毒原因プランクトンの出現動向に合わせて、公定検査法によりアサリなど二枚貝の貝毒量を検査し、貝毒の発生監視及び情報提供に努めます。

(16) 養殖ヒラメに係る新種クドアの防疫体制の推進

食中毒の原因とされる新種クドアの県内ヒラメ養殖場への侵入及び新種クドアが寄生した養殖ヒラメの流通を未然に防止するため、「愛媛県クドア疾病対策ガイドライン」に基づき、新種クドアの検査対応や、確認された場合の出荷自粛等を指導するほか、まん延防止や被害軽減に資する知見を収集し、関係者への情報提供に努めます。

推進指標

指標名	現状値 (H30年度)	目 標 (R3年度)
養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合	92.5%	70%以上
貝毒検査の予定件数に占める検査件数の割合	100%	100%

I-② 製造・加工・販売ステージ

施策の方向4：食中毒防止対策の推進

食品営業施設をはじめ、学校、病院等の給食施設、と畜場及び食鳥処理場に対する監視指導を計画的に実施します。また、県内流通食品の計画的な検査を実施します。

具体的な取組み

(17) 食品衛生監視機動班^{*}等による監視指導の徹底

愛媛県食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、食品衛生監視機動班等による食品関係施設への監視指導を計画的に実施します。また、必要に応じ、関係部局合同での立入調査を行います。

学校給食、病院、事業所食堂などの大規模調理施設等に対しては、「大量調理施設衛生管理マニュアル」^{*}や「学校給食衛生管理基準」^{*}等に基づき、衛生管理の徹底を図るよう指導の強化に努めます。

(18) 食肉等取扱施設、と畜場等に対する監視指導

食肉等の生食については、生食用食肉（牛肉）^{*}の規格基準が制定される等、食中毒発症リスクが高いことから、牛、豚、鶏や野生鳥獣等を取り扱う食肉等取扱施設の監視指導を強化します。

と畜場及び食鳥処理場で処理される全ての牛、豚、鶏等の検査を確実に実施するとともに、食中毒菌等による食肉の汚染を防止するため、微生物モニタリング検査の実施に併せて、監視指導を強化します。なお、BSE対策については、関係法令等に基づき適正に実施します。特に、事業者に対し、月齢確認の徹底並びに特定部位^{*}の除去や廃棄の徹底を指導します。

(19) 収去検査^{*}の計画的な実施等

食品、使用添加物、農産物の残留農薬^{*}、遺伝子組換え食品^{*}等の収去検査を計画的に実施するとともに、食品検査を円滑に実施するため、検査機器の充実強化に努めます。

(20) 流通食品の放射性物質検査等の実施

流通食品を対象とした計画的な「収去検査」や食品関連事業者等からの「委託検査」のほか、消費者からの「相談検査」を実施することにより、食品衛生法に基づく放射性物質の基準値^{*}を超過した食品の流通防止に努めます。

推進指標

指標名	現状値 (H30年度)	目 標 (R3年度)
愛媛県食品衛生監視指導計画に基づく施設監視達成率	142.7% (16,542件)	100%
食品等の収去検査による規格基準*違反率	0.40%	0.10%以下
流通食品の放射性物質収去検査件数	100件	50件以上

施策の方向5：HACCPの浸透・自主衛生管理の推進 ★

より安全性の高い食品を供給するためには、食品関連事業者の自主的な衛生管理への取組みが重要です。HACCPの考え方に沿った衛生管理手法を広く浸透させるとともに、食品関連事業者が行う衛生管理の高度化への取組みや安全性に関する知識・技術の習得を支援します。

具体的な取組み

(21) 自主衛生管理の周知啓発

講習会等において、食品営業者や食品衛生責任者*へ食品衛生に関する最新知識や自主衛生管理に必要な事項を周知するとともに、食品衛生推進員*を通じ、食品営業者へ自主衛生管理に関する啓発を図ります。

(22) HACCPに沿った衛生管理の浸透支援

食品等事業者団体が作成した業種別手引書等を活用し、食品衛生法等の改正により、原則、すべての食品関連事業者に求められることとなったHACCPに沿った衛生管理に食品関連事業者が取り組めるよう支援します。

(23) 自主衛生管理推進事業の支援

愛媛県食品衛生協会*で実施している自主衛生管理の推進に関する自主事業を支援します。

(24) 集団給食施設における自主衛生管理の促進

学校給食等集団給食施設に対し、床のドライシステム化*及びドライ運用に関する啓発や、調理場内の汚染作業区域と非汚染作業区域の明確化に関する指導などを行い、自主衛生管理の促進を図ります。

推進指標

指標名	現状値 (H30年度)	目標 (R3年度)
食品衛生責任者実務講習会受講率	81.6%	100%
事業者向け出前講座実施件数	92件	80件以上
HACCP研修会受講者数	4,794人	5,000人以上

施策の方向6：新たな制度による食品表示の適正化の推進 ★

食品表示は、消費者が食品を選択する際の判断材料であり、その食品の品質や健康危害の防止に関する情報を正しく提供するという重要な役割を果たしています。食品表示法の施行や機能性表示食品の創設等、新たな食品表示制度をふまえた適正な食品表示の普及啓発を行うとともに、関係機関が連携して監視指導を実施します。

具体的な取組み

(25)新しい食品表示制度に対応した体制の整備

県民や食品関連事業者にわかりやすい食品表示の運用を図るとともに、一元的かつ効率的な監視指導や食品表示に関する相談に対応できる体制づくりを進めます。

(26)新しい食品表示基準の周知

食品関連事業者に対する食品表示に関する講習会の開催やパンフレットの配布等を通じて、最新の情報等について周知啓発を行います。

(27)効果的な監視指導の実施

関係法令に基づき、食品関連事業者への立ち入りや食品表示ウォッチャー[※]による小売店舗等における表示状況のモニタリングを行い、不適正な表示を行った事業者に対する改善指導を実施して、事業者自らの表示適正化への意識向上を図ります。

食品表示に関する知識を有する職員を育成するため、研修会を実施するとともに、国等が実施する表示関係講習会へ職員を積極的に派遣します。

愛媛県食品表示監視協議会[※]において、不適正な食品表示に関する情報共有や意見交換を行い、関係機関の連携強化を図ります。

(28)安心感に配慮した表示の推進

表示義務の対象外である外食やばら売り食品等に対する県民の信頼性を確保するため、事業者の自主的なアレルギー物質や原産地表示等の取り組みを支援します。

推進指標

指標名	現状値 (H30年度)	目 標 (R3年度)
食品表示監視実施数	13,240件	15,000件以上
商品量目立入検査の立入事業所数	23箇所	43箇所以上
食品表示ウォッチャーからの報告に基づく不適切な表示の割合	15.0%	0%

I-③ 消費ステージ

施策の方向7：食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進

食に関する知識と理解を深め、安全な食品を自ら選択する能力を習得し、健全で豊かな食生活を実践できるよう食育を推進します。また、県内の安全で良質な農林水産物の地産地消の推進を図ります。

具体的な取組み

(29) 食育の推進

「第3次愛媛県食育推進計画」に基づき、生涯食育社会を目指し、食育を県民運動として、「みんなで！楽しく！バランスよく！愛ある食卓 元気なえひめ」をスローガンに、実践・推進します。

小中学校等に栄養教諭の配置を促進し、児童生徒に対して、食に関する指導の充実を図るとともに、学校給食を生きた教材として活用するため、地場産物の利用促進に努めます。

(30) 地産地消の推進

県産品のPR活動や食体験事業の実践、地産地消フェアの実施等により、安全で安心な県内産農林水産物の提供を積極的に推進し、地産地消の促進を図ります。

(31) えひめの食文化の普及推進

消費者や子供たちに、農業や食の大切さを学び、理解してもらうために、伝統食や行事食など愛媛の地域農産物を活用した食文化普及講座を開催します。

(32) 食物アレルギー*対策の推進

学校関係者がアレルギー対応について学ぶ研修会を開催するなど、学校全体で食物アレルギー対策に取り組むための支援に努めます。

推進指標

指標名	現状値 (H30年度)	目 標 (R3年度)
学校給食における地場産物の使用割合（食材数ベース）	40.8%	40%以上
「愛媛産には愛がある」使用許可申請数	360件	370件以上
えひめ食文化普及講座開催回数	55回	50回以上

施策の方向 8：自主回収報告制度、危害情報申出制度の適正な運用

食品関連事業者が自主的に行う回収情報を的確に把握し、広く県民に周知することで、回収の円滑化を図ります。また、県民から寄せられた危害情報に迅速かつ的確に対応し、健康被害を未然に防止します。

具体的な取組み

(33) 自主回収報告制度の周知及び指導等

講習会等において制度について周知し、制度の普及を図ります。

自主回収着手事業者に対し、回収対象食品等の撤去等作業を行う小売業者や卸売業者等（以下「自主回収協力事業者」という。）へ速やかな情報提供や協力依頼を行うなど、緊密な連携を図るよう指導するほか、自主回収協力事業者に対し、必要な助言等を行い、自主回収の円滑な実施を支援します。

(34) 自主回収報告内容の迅速な情報提供

食品関連事業者から報告された回収情報については、えひめ食の安全・安心情報ホームページ等により県民へ速やかに提供するとともに、回収対象食品等が流通している他の自治体へも速やかに情報提供を行います。

(35) 危害情報申出制度の周知及び迅速な対応

えひめ食の安全・安心情報ホームページ等により制度について周知し、制度の普及を図ります。

県民から申出のあった危害情報に対し、該当食品関係施設への速やかな立入調査や改善指導等を実施するとともに、申出者へ調査結果を迅速かつ丁寧に回答します。

申出内容が他の自治体の所管に属する場合には、速やかに所管自治体へ調査を依頼し、調査結果を申出者へ回答します。

推進指標

指標名	現状値 (H30年度)	目 標 (R3年度)
自主回収情報の提供件数	19件	20件以上
危害情報申出制度対応件数	144件	85件以上

I-④ 人材育成・基盤整備

施策の方向9：安全を確保する基盤整備 ★

食品安全に関する課題に適切に対応できる体制を確保するため、職員の資質向上及び地域における人材の育成に努めるとともに、検査機関の機能充実を図ります。

また、平常時から国や他自治体との情報共有に努めるとともに、緊急時には緊密な連携のもと迅速かつ的確に対応します。

具体的な取組み

(36) 食品関係施設への監視指導等を行う人材の育成

食品関係施設の監視指導を行う食品衛生監視員*や食品関係検査等を行う担当職員の技術等向上を図るため、担当者研修会を実施するとともに、国等が実施する講習会等へ職員を積極的に派遣します。また、HACCPに関する専門知識を有する担当職員を育成するため、国等で実施するHACCP関係研修会へ職員を積極的に派遣します。

(37) 国、他都道府県、保健所設置市間の連携

国、他都道府県及び保健所設置市との定期的な情報交換を行うとともに、広域的な食中毒事件の発生や違反食品等の発見時には、関係自治体との緊密な連携のもと、迅速かつ的確に対応します。

(38) 衛生環境研究所等の機能充実・調査研究の推進

衛生環境研究所や保健所検査室における迅速な検査体制の確立と検査精度の向上を図るとともに、高度化する食品の生産技術や分析技術に対応するため、国等とも連携しながら、食品の安全性、食品検査等に関する調査研究を推進します。

(39) 食品衛生功労、自主衛生管理等推進事業者の表彰

自主衛生管理を積極的に推進するなど、食の安全安心の確保に貢献した個人又は団体を表彰することにより、食の安全安心の推進を図ります。

推進指標

指標名	現状値 (H30年度)	目 標 (R3年度)
食品衛生監視員のHACCP関係有資格者率	75.4%	75%以上

基本施策Ⅱ：グローバル化に対応した食の安全安心の確保

施策の方向10：グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援 ★

国際基準であるHACCP導入を支援して事業者の衛生管理レベルを上げ、国内外での信頼度を高めるとともに、県機関において輸出食品に係る検査や証明を行い輸出の迅速化を図る等、輸出促進を視野に入れて食の安全安心の確保に取り組めます。

具体的な取組み

(40)国際基準であるHACCP導入支援

HACCPの概念に基づいた衛生管理体制や自主衛生基準の導入、自主検査の実施、記録の作成・保存等に関し、事業者に対して必要な助言等を行い、HACCP導入を推進します。

(41)輸出食品に対する検査、衛生証明の実施

県検査機関において輸出水産食品に係る事業者の自主検査を受託して実施するとともに、県保健所において衛生証明書を発行することにより、県内水産物の安全性確保はもとより、県内事業者が迅速に輸出できるよう支援します。

(42)輸出農産物に対する残留農薬検査の実施

輸出相手国の残留農薬基準に適合した農産物の輸出促進を図るため、必要に応じて県が残留農薬検査を実施します。

(43)県内産農水産物の放射性物質安全確認の検査

空間濃度を測定しているモニタリング地点で、基準を超える数値が検出された場合、県下各地において農林水産物の放射線量の検査を実施します。

推進指標

指標名	現状値 (H30年度)	目 標 (R3年度)
輸出食品の自主検査受託件数	111件	80件以上
輸出食品に係る衛生証明書発行件数	602件	300件以上
輸出農産物の残留農薬検査件数	13件	20件
県内産農産物の放射性物質安全確認検査件数	0件	5件
県内産水産物の放射性物質安全確認検査件数	0件	8件

施策の方向11：輸入食品の安全確保の充実 ★

供給熱量ベースで約6割を輸入食品が占め、国内で消費される食品の多くを様々な国からの輸入に依存している現状とTPP（環太平洋経済連携協定）参加への動きを踏まえ、国と連携して輸入食品の安全性確保に取り組みます。

具体的な取組み

(4)輸入食品の監視指導及び収去検査の実施

県内に流通する輸入食品について、監視指導を行うとともに計画的に収去検査を実施します。また、輸入時対策を担当する国と日頃から情報共有に努めるとともに、検疫所における監視指導体制の強化等について要望します。

(5)輸入食品の検査体制の整備

県検査機関において、輸入食品に係る事業者の自主検査を受託して実施します。

推進指標

指標名	現状値 (H30年度)	目 標 (R3年度)
輸入食品の収去検査実施検体数	101件	125件以上
輸入食品の自主検査受託件数	53件	60件以上

基本施策Ⅲ：相互理解と協働による食の安全安心の確保

施策の方向12：情報提供の充実

食の安全安心に関するさまざまな情報の収集に努めるとともに、ホームページやメールマガジン等を活用して積極的に情報発信します。

具体的な取組み

(6)食の安全安心総合ホームページの運営

食を取り巻く環境の変化に応じて消費者ニーズに合った情報を迅速かつ正

確に提供するため、食の安全安心総合ホームページ「えひめ食の安全・安心情報ホームページ」を運営します。

(47) メールマガジンの発行

県民へ食に関する情報を広く発信するため、食に関するトピックスなどをお知らせするメールマガジン「えひめ食の安全安心メール」を発行します。

(48) 食品衛生監視指導及び収去検査結果等の公表

愛媛県食品衛生監視指導計画に基づき実施している監視指導や収去検査等食品等の添加物、残留農薬、微生物などの検査結果をえひめ食の安全・安心情報ホームページ等で公表します。

(49) 食中毒予防に関する情報発信

県民に対し、講習会や県広報誌、えひめ食の安全・安心情報ホームページ等により食品衛生知識の普及啓発に努めるほか、食中毒が多発する時期には食中毒注意報^{*}を発令し、県民へ注意を喚起し、食中毒予防のポイント等について積極的に啓発します。

(50) 食品関連事業者からの情報提供支援システム

食品関連事業者から消費者等への積極的な情報提供をサポートするため、えひめ食の安全・安心情報ホームページから食品関連事業者の食の安全安心に関するホームページ（食の安全安心に関する取り組み、自主回収情報のサイトなど）へリンクするなどのシステムづくりを行います。

(51) 消費者苦情等に関する一般消費者への情報提供

消費者が安全で合理的な消費生活を営むために必要な情報について、ファクシミリ、インターネット、情報紙等で発信するほか、消費生活センターでのパネルやビデオの展示等により広く情報提供を行います。

(52) 農林水産参観デーの開催

農林水産業への理解を深めてもらうため、県の試験研究機関において農林水産参観デーを開催します。

推進指標

指標名	現状値 (H30年度)	目標 (R3年度)
食の安全安心総合ホームページ閲覧件数	14,832件	15,000件以上
メールマガジン登録者数（累積）	608人	1,000人以上
食品関連情報の提供件数	132件	220件以上
人口10万人あたりの食中毒患者数	42.6人	15人以下
農林水産参観デー開催回数	6回	10回以上

施策の方向13：相談窓口の充実

県民からの食の安全安心に関する相談に対し、的確な情報提供や助言を行う等、関係機関と連携して迅速に対応します。

具体的な取組み

(53) 相談への的確な対応、情報共有

保健所等関係機関において、県民等からの食の安全安心に関する相談に的確に対応するとともに、複数の法令にまたがる事案については、関係機関内で情報を共有し、迅速な対応を行います。

(54) 出前講座や出前相談室の実施

消費者の要請に応じた出前講座の実施や、各種イベントを活用した出前相談室を開設するなどして、消費者からの相談に対応します。

推進指標

指標名	現状値 (H30年度)	目標 (R3年度)
相談窓口における相談受付件数	176件	200件以上
消費者向け出前講座実施件数	45件	20件以上

施策の方向14：県民・民間団体との協働

関係団体と連携・協働して、食の安全安心の確保を効果的に推進します。

具体的な取組み

(55) 畜産関係団体等との連携

畜産関係団体と連携して、ふれあい牧場、料理教室や乳業工場等の見学を行うとともに、学校現場において食育教室や体験学習を実施して、安全・安心な県産畜産物の普及啓発を行います。

(56) 生産者団体及び販売関係団体との連携

原木乾しいたけ関係団体と連携して、しいたけ祭や各種イベントにおける出展を通じて、安全・安心な県産原木乾しいたけの普及啓発を行います。

(57) 食品関係団体との連携

食の安全安心に関する施策を推進するため、自主衛生管理の推進、消費者との意見交換会の開催、食品衛生責任者講習会等の事業について、愛媛県食品衛生協会と連携して実施するほか、食の安全安心に関する講習会や各種イベント等の開催にあたっては、飲食関連組合等の関係団体とも連携・協働して内容の充実や手法について検討し、参加者の増加に努めるなど、食の安全安心の確保を推進します。

推進指標

指標名	現状値 (H30年度)	目 標 (R3年度)
ふれあい牧場等の開催回数	77回	80回以上
食育教室開催回数	61回	50回以上
食品衛生推進員巡回施設数	16,113件	15,000件以上

施策の方向15：消費者・食品関連事業者による意見交換の実施及び県民の意見の反映 ★

生産者、製造者、消費者等が積極的に意見交換できる機会を提供するとともに、アンケート等の実施により県民の意識を把握し、施策に反映します。

具体的な取組み

(58) リスクコミュニケーションの推進

食の安全・安心県民講座を県内各地で開催するほか、消費者による製造施設等の見学及び意見交換等を実施し、関係者相互間の理解促進を図ります。また、食品関連事業者が自主的に実施する施設見学会等、消費者との交流を促進する事業を支援します。

リスクコミュニケーションを支援、仲介できる人材を育成し、活用します。

(59) パブリック・コメント、アンケート等による県民意識の把握

愛媛県食品衛生監視指導計画など食品等に関する県の重要な計画については、パブリック・コメントを実施し、広く県民の意見を取り入れます。

食の安全安心に関する県民の意識を把握するため、県民へのアンケート等を実施し、今後の施策に反映させます。

推進指標

指標名	現状値 (H30年度)	目 標 (R3年度)
食の安全・安心県民講座の開催回数、参加者数	5回 460名	5回以上 500名以上
消費者との意見交換会の実施回数、参加者数	11回 330名	12回以上 400名以上
食の安全安心に関するアンケート協力者数	396名	500名以上

資料編

資料1

用語解説

【A～Z】

B S E (Bovine Spongiform Encephalopathy)

「牛海綿状脳症」と訳され、プリオン病という病気のひとつで、牛が異常プリオン蛋白質を含む飼料を食べることによって感染し、牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起し、起立不能等の症状を示す進行性で致死的な中枢神経系の疾病。

G A P (Good Agricultural Practice)

農業者自らが、(1) 農作業の点検項目を決定し、(2) 点検項目に従い農作業を行い記録し、(3) 記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4) 次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」のこと。

食品衛生管理手法の一つであるHACCPの農業版と解される(生産工程の各段階で、生物学的(微生物)、化学的(残留農薬等)、物理的(異物等)な危害を分析し、生産工程毎の重要管理ポイントを明確にして、農産物の安全性を高めていく手法)。

H A C C P (Hazard Analysis and Critical Control Point)

食品の衛生管理手法の一つ。危害分析重要管理点方式ともいう。

HACCPは、製造における重要な工程を連続的に監視することによって、ひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする衛生管理法であり、危害分析、CCP(重要管理点)、CL(管理基準)、モニタリング、改善措置、検証、記録の7原則から成り立っている。

1993年に、FAO/WHO合同食品規格委員会(コーデックス委員会)が、HACCPの具体的な原則と手順(7原則12手順)を示し、食品の安全性をより高めるシステムとして国際的に推奨している。

【あ行】

遺伝子組換え食品

遺伝子組換えとは、細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方を変えて元の生物の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術。

例えば、細菌の持つ除草剤の成分を分解する性質を発現させる遺伝子を、植物の遺伝子に挿入することで、除草剤に強い作物を作り出すことができる。

牛耳標

国内で生まれた全ての牛及び輸入された牛に、10桁の「個体識別番号」が印字された耳標が装着され、その牛の種別（黒毛和牛など）、出生年月日、出生地、飼養地、と畜（食肉にするための解体処理）年月日、と畜場の名称・所在地などがデータベースに登録される。この番号は、食肉の流通販売過程においても明記され、誰でもインターネットを通じてその牛の履歴を参照することができる。

エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬使用低減技術を一体的に導入する計画を立て、知事の認定を受けた農業者のこと。

愛媛県食品衛生監視指導計画

県では、食品衛生法第24条に基づき、国の食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針を基に、本県の実情に即応した愛媛県食品衛生監視指導計画を毎年度策定し実施している（策定にあたっては、パブリック・コメントを実施）。

主な内容は、①重点的に監視指導を実施すべき項目、②食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導、③隣接する都道府県等その他関係行政機関との連携の確保に関する事項などである。

えひめ農業振興基本方針2016

県では、平成23年3月に、本県農業政策の基本指針として「えひめ農業振興プラン2011」を策定し、平成27年度の目標年次に向けて、その実現を図るため、諸施策を展開している。

愛媛県環境保全型農業推進基本方針

県では、上記のえひめ農業振興基本方針2016を策定し、地域環境と調和した農業の展開を図ることとしており、本指針は、農業に起因する環境への負荷を軽減し、二酸化炭素の削減など地球環境の改善にも寄与する「環境保全型農業」の推進方策を定めたもの。

愛媛県食品表示監視協議会

関係機関との連携強化を図るとともに、不適正な食品表示を行っている事業者に対して迅速かつ適正に対応することを目的として平成20年4月に設置（事務局：中国四国農政局愛媛県拠点）。県（県警、農産園芸課、県民生活課、薬務衛生課、消費生

活センター、健康増進課)、松山市、独立行政法人農林水産消費安全技術センター神戸センター及び愛媛県拠点との間で、不適正な食品表示に関する情報共有や意見交換を行っている。

愛媛県農薬適正使用推進協議会

平成14年9月、農薬の適正な流通・使用の徹底を推進し、農産物の安全性と産地としての信頼性を確保するため、設置したもの。

県、農業団体、農薬販売者等から構成されており、農薬適正使用の徹底、残留農薬検査の実施、無登録農薬の情報、その他農薬の適正使用推進に必要な事項に関して協議を行っている。

愛媛県有機農業推進計画

有機農業の取組みを増加させ、環境保全型農業の推進に資することを目的に、有機農業推進法に即した基本理念と「有機農業の推進に関する基本的な方針」に即した重点目標を掲げ、農業者その他関係者及び消費者と連携しながら、具体的に有機農業を推進するための計画。

学校給食衛生管理基準

学校給食法の規定に基づき、学校給食施設における衛生管理の徹底を図るための重要事項について示したもので、平成21年4月1日から施行された。

【か行】

環境保全型農業

農業の持つ自然循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、資源の循環利用による土づくりや、化学肥料、化学農薬の使用削減、農業生産資材の適正処理等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

危害情報申出制度

県民が、人の健康に悪影響を及ぼすおそれのある食品について情報を入手したときに県へ申し出ることができる制度。申出を受けた県は、速やかに調査し、必要な措置等を行う。

規格基準

食品衛生法に規定されている、食品毎の成分規格（食品に含まれる添加物や微生物の基準）、製造・加工基準及び保存基準等のこと。

【さ行】

残留農薬

農薬の使用に起因して食品に含まれる特定の物質のこと。農薬が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないように、食品衛生法に基づき、全ての農薬について残留基準（いわゆる一律基準を含む。）が設定され、これを超えるような農薬が残留している農産物等は販売禁止等の措置が取られる（ポジティブリスト制度）。

自主回収報告制度

愛媛県食の安全安心推進条例第22条に基づき、食品関連事業者が県内において食品等の自主回収を行った際に知事に報告する制度。

収去検査

県は、食品衛生法第28条及び食品表示法第8条に基づき、販売等されている食品等を無償で引き取り、同法に基づく規格基準等への適合状況について検査を行うことができる。

食中毒注意報

県では、平成16年4月より、細菌性食中毒の発生しやすい気象条件になった場合や感染性胃腸炎患者数が増加した場合に、食中毒注意報を発令し、食品関連事業者や県民へ注意喚起を行っている。発令区分は3区分（腸炎ビブリオ、腸炎ビブリオ以外の細菌性食中毒、ノロウイルス）。

食品衛生監視員

食品衛生法に基づき、国や自治体職員のうち一定の資格を有する者が任命される。飲食に起因する衛生上の危害を防止するために食品衛生に関する監視指導等を行う。

食品衛生監視機動班

食品衛生法に基づく食品等の収去、検査並びに食品関係施設の監視、指導等を行い、もって食品衛生上の危害の発生を防止し、県民の食品衛生の向上を図ることを目的として、昭和51年に設置。

西条、今治、中予、八幡浜、宇和島の各保健所に機動班を設置している。

食品衛生協会

昭和22年の食品衛生法制定を機に、これに呼応して、食品関係のあらゆる業態の方達が相集い、同法の趣旨に添って行政に協力し、自主衛生管理を実施することを目的として、昭和23年11月1日に社団法人日本食品衛生協会（日食協）が設立された。

また、日食協の下部組織である愛媛県食品衛生協会は、食品関係業者が自主衛生管理を徹底し、消費者に対して安全で安心な食品を提供するために、昭和31年10月に発足した。

食品衛生推進員

県では、平成13年4月より、食品衛生法第61条に基づき、食品等事業者の食品衛生向上に関する自主的活動を促進するため、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見がある人の中から129名に、2年の任期で食品衛生推進員として委嘱している。

推進員は、飲食店営業の施設の衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき、都道府県等の施策に協力して、食品等事業者からの相談に応じ、助言その他の活動を行う。

食品衛生責任者

食品衛生法に基づく営業許可を受ける場合、施設又はその部門ごとに、食品等を取り扱う者のうちから食品衛生責任者を1名以上置く必要がある。

責任者は、保健所長が指示する講習会を定期的に受講し、常に食品衛生に関する最新の知識及び技術の習得に努めるなど、施設の衛生管理向上に向けた業務を行う。

食品衛生法

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする法律（昭和22年に制定）。

一般的に言う飲食物のほか、飲食物等に直接接する器具、容器包装やおもちゃ、洗浄剤等も対象とし、食品等の規格基準、検査制度、営業許可等についても規定している。

食品表示ウォッチャー

食料品販売店において、日頃の買い物を通じて把握した食品表示の状況や、不適正と思われる食品表示について県に報告してもらう制度。

食品表示法

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会

を確保するために、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品表示について一元化して規定した法律。平成25年6月21日成立、6月28日公布、平成27年4月1日施行。

食の安全・安心県民講座

県では、平成16年度より、リスクコミュニケーションの一環として、県内各地において生産者、製造者、消費者等が一同に会し、食品に関する意見交換等を実施している。

食物アレルギー

食物の摂取により生体に障害を引き起こす反応のうち、食物抗原に対する免疫学的反応によるものをいう。アレルギー体質を持っている人の場合、食物抗原の侵入に対して過敏な反応をし、じんま疹・湿疹等の皮膚症状、血圧低下、呼吸困難又は意識障害等、様々なアレルギー症状が引き起こされる。

新種クドア

正式名称は*Kudoa septempunctata*（クドア・セプテンプンクタータ）。魚類に寄生する寄生虫の一種として、近年新たに発見された。ヒラメへの寄生が確認されており、寄生したヒラメを生食することで一定量のクドアが摂取されると、一過性の食中毒を引き起こすことが知られている。クドアを肉眼で確認することはできないが、熱等には弱く、一定条件下での加熱や冷凍により食中毒を防止することができる。

【た行】

第二次愛媛県消費者教育推進計画

平成24年12月に施行された消費者教育の推進に関する法律に基づき26年9月、県では生涯を通じた体系的かつ実践的な消費者教育を推進していくため、「愛媛県消費者教育推進計画」を策定した。30年3月に変更された国の基本方針を踏まえ同年9月、「ライフステージ等に応じた消費者教育の実施」と、「消費者教育の担い手の育成」を主要課題とし、成年年齢引き下げを見据えた若年者への消費者教育の強化や、環境や人、地域等に配慮した「おもいやり消費」の推進などを新たな重点目標とする「第二次愛媛県消費者教育推進計画」を策定した。

第3次愛媛県食育推進計画

食育基本法が平成17年7月に施行され、県では、平成19年3月に第1次、平成24年3月に第2次の食育推進計画を策定した。平成29年3月に、生涯食育社会を目指し、県民との協働による課題解決や目標達成のための施策を総合的かつ計画的に推進

するため、周知から実践に向けた、第3次食育推進計画を策定している。

第5次愛媛県水産振興基本計画（水産えひめ振興プラン）

県では、平成23年3月に、水産業を巡る情勢の変化を踏まえて、平成27年度を目標年次とした「第4次愛媛県水産振興基本計画（水産えひめ振興プラン）」を策定し、愛媛県水産業の再生を目指して諸施策を展開している。

大量調理施設衛生管理マニュアル

厚生労働省において平成9年に作成された、いわゆる大量調理施設（1回300食以上又は1日750食以上提供する調理施設）における食中毒の発生を防止するため、HACCPの概念に基づいた調理過程における重要管理事項（十分な加熱、二次汚染防止等）やこれらの点検・記録について示したもの。

腸管出血性大腸菌

大腸菌の一部は、人に下痢などの消化器症状や合併症を起こすことがあり、「病原大腸菌」と呼ばれている。病原大腸菌の中には、毒素を産生し、出血を伴う腸炎や溶血性尿毒症症候群（HUS）を起こす「腸管出血性大腸菌」と呼ばれるものがある。

腸管出血性大腸菌は、菌の成分（「表面抗原」や「べん毛抗原」等）によりさらにいくつかに分類されており、代表的なものは「腸管出血性大腸菌O157」で、そのほかに「O26」や「O111」などが知られている。

特定部位

牛の「扁桃」及び「回腸遠位部」並びに「月齢が30ヶ月を超える牛の頭部（舌、頬肉及び皮を除く）、せき髄及び背根神経節を含むせき柱」のことを言い、食肉処理時における除去・焼却が法令上義務化されている。

（BSE対策開始後10年を経て、最新の科学的知見に基づいた対策の見直しが行われ、取扱いが変更された。平成25年4月1日適用、平成27年3月27日新たに頭部の皮を特定部位から除外。）

【な行】

生食用食肉（牛肉）

生食用として販売される牛の食肉（内臓を除く。）のことを言う。平成23年に発生した焼肉チェーン店での腸管出血性大腸菌による食中毒事件を受けて食品衛生法が改正され、肉表面の加熱殺菌が義務付けられる等、新たに生食用食肉（牛肉）の取扱いに関する加工・調理基準等が定められた。

(なお、県では、要領により生食用食肉の取扱い施設の事前届出制度を導入している。)

農薬管理指導士

農薬取扱者の資質を向上し、農薬による危被害の未然防止及び環境保全対策を推進することを目的に、農薬販売者等に対して、農薬に関する専門的な研修及び試験を実施し、合格した者を農薬管理指導士として認定している。

農薬管理指導士は、農薬購入者及び農薬使用者に対して、農薬適正使用の指導をすることを主な任務としている。

【は行】

放射性物質の基準値

食品中に含まれる放射性セシウム（放射性物質の一種）の基準値。福島第一原子力発電所事故に伴い、食の安全安心を確保するため、新たな基準値として食品衛生法で定められた。基準値は、4つの食品区分ごとに設定されており、一般食品100ベクレル/kg、乳児用食品50ベクレル/kg、牛乳50ベクレル/kg、飲料水10ベクレル/kg。

【や行】

有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。

床のドライシステム化（ドライ運用）

従来、給食施設等の調理室では、床面を水で流す方法が主流であったが、高温多湿の環境となり、従業員の健康上の問題や跳ね水等による二次汚染等の問題があった。

ドライシステムは、給食室の床面を乾いた状態で使用するもので、細菌やカビの繁殖を抑えるとともに、床面からの跳ね水による二次汚染を防ぐなど、衛生管理面の向上や作業環境の改善が可能となる。

【ら行】

リスクコミュニケーション

消費者、事業者、行政担当者などの関係者の中で情報や意見をお互いに交換・共有するもの。

関係者が会場などに集まって行う意見交換会、新たな規制の設定などの際に行う意見聴取（いわゆるパブリック・コメント）が双方向性のあるものだが、ホームページ

を通じた情報発信などの一方向的なものも広い意味でのリスクコミュニケーションに関する取り組みに含まれている。

愛媛県食の安全安心推進条例

平成20年12月19日
愛媛県条例第71号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 施策の基本となる事項（第11条—第21条）

第3章 施策の推進（第22条—第26条）

第4章 愛媛県食の安全安心推進県民会議（第27条）

第5章 雑則（第28条・第29条）

附則

国際化の進展に伴い、私たち県民の日々の食卓は世界中からもたらされた多種多様な食材でにぎわい、豊かな食生活を享受することが可能となった。

一方、食生活の基本となる食品の安全性を損なう危機的事態が国内はもとより世界各地で次々と発生するなど、食を取り巻く環境は大きく変化しており、私たち県民は、この状況に的確に対応していかなければならない。

言うまでもなく、食こそ生命と生活の礎であり、食の安全安心は、県民にとって最も身近で切実な願いの一つである。

このため、県、市町及び食品関連事業者はもとよりすべての県民が、一体となってこれらの課題に果敢に挑み、その解決を図ることによって食の安全安心を推進するとともに、将来に向かってえひめの豊かな食文化を次の世代に継承していくことが不可欠である。

ここに、食の安全安心について、すべての県民の参加と相互理解の下、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食品の安全性及び食品に対する安心感の確保（以下「食の安全安心」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、食の安全安心のための施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が健康で安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品 全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）をいう。
- (2) 食品等 食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）並びに添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第4項に規定する器具をいう。）及び容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）をいう。
- (3) 生産資材 農林漁業において使用される肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある資材をいう。
- (4) 食品関連事業者 食品等又は生産資材の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者であって、県内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有する者をいう。

(基本理念)

第3条 食の安全安心は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

- 2 食の安全安心は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、適切に行われなければならない。
- 3 食の安全安心は、このために必要な措置が県民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づき講じられるとともに、県及び食品関連事業者による食品の安全性に関する積極的な情報の公開並びに県、県民、食品関連事業者その他関係者相互間の信頼と理解の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める食の安全安心についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安全安心に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

(食品関連事業者の責務)

第5条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食の安全安心について第一義的責任を有していることを認識して、食の安全安心のために必要な措置を食品等の生産から販売に至る一連の供給の行程（以下「食品等供給行程」という。）の各段階において適切に講ずる責務を有する。

- 2 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において取り扱う食品等又は生産資材により県民の健康への悪影響が発生し、又はそのおそれがある場合に

は、当該悪影響の発生又は拡大の防止に必要な措置を的確かつ迅速に講ずる責務を有する。

- 3 前2項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、国、県又は市町が実施する食の安全安心に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の役割)

第6条 県民は、自ら健康で安心な生活を確保する自覚を持ち、食品等の安全性についての知識及び理解の向上に努めるものとする。

- 2 県民は、食の安全安心に関する施策に対して意見を表明するよう努めることにより、食の安全安心の推進に積極的な役割を果たすものとする。

(国等との連携等)

第7条 県は、食の安全安心に関する施策の推進に当たっては、国、他の都道府県及び市町と密接な連携を図るよう努めるものとする。

- 2 県は、食の安全安心に関する施策の推進に当たっては、消費者団体、食品関連事業者の組織する団体その他の関係団体との協働に努めるものとする。

(環境に及ぼす影響への配慮)

第8条 食の安全安心を推進するに当たっては、県、食品関連事業者及び県民は、その取組が環境に及ぼす影響について配慮するものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、食の安全安心に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の報告及び公表)

第10条 知事は、毎年度、食の安全安心に関して講じた施策の実施状況について、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第2章 施策の基本となる事項

(推進計画の策定)

第11条 知事は、食の安全安心に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安全安心の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食の安全安心に関する基本的な方向
- (2) 食の安全安心のための措置に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、食の安全安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、愛媛県食の安全安心推進

県民会議の意見を聴くとともに、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(推進体制等の整備)

第12条 県は、食の安全安心に関する施策を総合的に推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

2 県は、食品等による人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、迅速かつ適切に対処するための緊急時の体制及び当該被害の発生の防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(食品等供給行程の監視等及びその体制の整備)

第13条 県は、食品等供給行程の各段階において、食の安全安心に関し適切な取扱いが行われていることを監視し、指導し、及び検査するために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置の実施に当たっては、関係機関と連携を図るとともに、機動的、効果的かつ効率的に実施するための体制の整備に努めるものとする。

(安全な食品等の生産及び供給の促進)

第14条 県は、安全な食品等の生産及び供給を促進するため、食品関連事業者による食品等の適切な生産及び供給の管理が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、安全な農林水産物の生産を促進するため、農林水産業の振興に関する施策の充実に努めるものとする。

(自主的な衛生管理の促進)

第15条 県は、食品関連事業者による自主的な衛生管理が食の安全安心上重要であることにかんがみ、食品関連事業者が食の安全安心のために行う食品等の取扱いに関する基準の設定その他の自発的な取組を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を円滑に実施するため、食品等の製造、加工等を行う工程の安全性を保証するための制度の整備及びその普及に努めるものとする。

(食品表示制度の適切な運用の確保等)

第16条 県は、食品の表示が食の安全安心に関し重要な役割を果たしていることにかんがみ、食品の表示の制度の適切な運用を確保するとともに、食品の生産、輸入、販売その他の事業活動を行う事業者が県民の食品に対する安心感に配慮した方法で食品の表示をするよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報公開、情報の共有及び相互理解の促進)

第17条 県は、食品関連事業者が保有している食の安全安心に関する情報に関して、食品関連事業者による積極的な公開又は提供が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、食の安全安心に関する情報の収集、整理、分析及び公開に努めるとともに、県、県民、食品関連事業者その他関係者相互間の情報の共有及び相互理解を図るため、食の安全安心に関する情報及び意見の交換が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(県民の意見の反映)

第18条 県は、第11条第3項に定めるもののほか、食の安全安心に関し、広く県民の意見を求めるために必要な措置を講じ、その意見を施策に反映するよう努めるものとする。

(調査研究等の推進等)

第19条 県は、食の安全安心に関する調査研究及び技術開発を推進し、及びその成果を普及するために必要な措置を講ずるものとする。

(人材の確保及び育成)

第20条 県は、食品等及び生産資材の安全性に関して専門的な知識を有する人材を確保し、及び育成するために必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第21条 県は、県民が食の安全安心に関する知識と理解を深めるため、食の安全安心に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、食の安全安心に関する県民の意識の向上を図るため、食育の推進を図るものとする。

3 県は、食の安全安心の推進を通じて、県内の安全で良質な農林水産物の地産地消(地域で生産された農林水産物を当該地域で消費することをいう。)の推進を図るものとする。

第3章 施策の推進

(自主回収報告制度)

第22条 食品関連事業者(食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売する事業者に限る。以下この条から第24条までにおいて同じ。)は、県内において、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手したとき(法令に基づく命令又は書面による回収の指導を受けて回収に着手したときを除く。)は、直ちに、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。ただし、食品関連事業者が食品衛生法に基づく条例の規定に

より報告するときは、この限りでない。

2 知事は、前項本文の規定による報告に係る回収の措置が、人の健康への被害の発生又はその拡大を防止する上で適切でないと認めるときは、当該食品関連事業者に対し、回収の措置に関する指導その他の必要な指示をすることができる。

3 第1項本文の規定による報告を行った食品関連事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

(自主回収の公表等)

第23条 知事は、前条第1項本文若しくは第3項の規定による報告又は食品衛生法施行条例（平成12年愛媛県条例第16号）別表第1の1の項(Ⅳ)イ若しくは別表第2の1の項(Ⅱ)の規定による報告があったときは、速やかにその旨を公表するとともに、当該報告に係る情報を関係行政機関の長に提供しなければならない。

(自主回収への協力)

第24条 食品関連事業者は、その取り扱う食品等について、他の事業者によって自主的な回収が行われるときは、円滑かつ確実な回収のために必要な協力をするよう努めるものとする。

(危害情報の申出)

第25条 県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品に関する情報を入手したときは、規則で定めるところにより、知事に対し、その旨を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該申出の内容に相当の理由があると認めるときは、関係法令及びこの条例に基づく必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該申出の内容が他の行政機関の所管に属するときは、当該申出の内容を当該行政機関の長に通知するものとする。

(顕彰の実施)

第26条 知事は、食の安全安心に関し、特に優れた取組をした者の顕彰に努めるものとする。

第4章 愛媛県食の安全安心推進県民会議

第27条 第11条第3項の規定により知事に対し意見を述べさせるとともに、食の安全安心に関する重要な事項を調査審議させるため、愛媛県食の安全安心推進県民会議（以下「推進県民会議」という。）を置く。

2 推進県民会議は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

4 専門の事項を審査させ、又は調査審議させるため必要があるときは、推進県民会議に専門委員を置くことができる。

- 5 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 6 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 専門委員は、第4項に規定する専門の事項の審査又は調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 9 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 10 第2項から前項までに定めるもののほか、推進県民会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(保健所を設置する市が処理する事務)

第28条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、食品衛生法若しくは健康増進法（平成14年法律第103号）の規定又は食品表示法（平成25年法律第70号）の規定（国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示に係る部分に限る。）に違反し、又は違反するおそれがある食品等に関する次に掲げる事務（この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。）は、保健所を設置する市が処理することとする。

- (1) 第22条第1項本文の規定に基づく自主的な回収の着手の報告の受理に関する事務
- (2) 第22条第2項の規定に基づく自主的な回収の措置に関する指導その他の必要な指示に関する事務
- (3) 第22条第3項の規定に基づく自主的な回収の終了の報告の受理に関する事務
- (4) 第23条の規定に基づく関係行政機関の長に対する情報の提供に関する事務（第22条第1項本文又は第3項の規定による報告に係るものに限る。）
- (5) 第25条第1項の規定に基づく人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品に関する情報を入手した旨の申出の受理に関する事務
- (6) 第25条第2項の規定に基づく必要な調査及び措置又は他の行政機関の長に対する通知に関する事務

(規則への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第22条、第23条及び第25条

の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成21年7月17日条例第42号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成26年10月17日条例第42号抄）

1 この条例は、平成26年11月25日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第12号抄）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第13号）

この条例は、食品表示法（平成25年法律第70号）の施行の日から施行する。

資料3

えひめ食の安全・安心推進本部設置要綱

(目的)

第1条 生産から流通・消費に至る総合的な食の安全・安心施策を推進するとともに、食の安全・安心に対する危機発生の際の関係部局の相互の連携強化を図ることを目的として、「えひめ食の安全・安心推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置する。

(推進本部の業務)

第2条 推進本部は次に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1) 食の安全・安心確保に関する施策の連絡調整に関すること。
- (2) 食の安全・安心確保に関する施策の充実強化に関すること。
- (3) 食に係る危機管理に関すること。
- (4) その他食の安全・安心に関する重要事項に関すること。

(推進本部の組織等)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長が指名する本部員をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し推進本部を総括する。

(会議の招集)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に、会議の審議・検討を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長には、健康衛生局長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が必要に応じ招集し、主宰する。
- 6 幹事長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 推進本部の事務局は保健福祉部健康衛生局薬務衛生課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、推進本部の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月16日から施行する。

別表第1（第3条第4項関係）

県民環境部長
保健福祉部長
経済労働部長
農林水産部長
副教育長

別表第2（第6条第4項関係）

県民生活課長	林業政策課長	保健福祉課長
観光物産課長	漁政課長	健康増進課長
農政課長	水産課長	薬務衛生課長
ブランド戦略課長	保健体育課長	産業政策課長
農産園芸課長	産業創出課長	畜産課長